

高第 1011 号の 26
令和 2 年 12 月 10 日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

年末年始に向けた感染防止対策の徹底等について
(周知・協力依頼)

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今般、高齢者施設を含めた社会福祉施設等でのクラスターが多数発生している状況等も踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の対処方針」を改定しましたので、お知らせいたします。

(URL: <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>)

つきましては、年末年始に向けて、下記にも御留意の上、引き続き、本対処方針や別添の緊急呼びかけを踏まえた感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 対処方針では、感染者が発生した高齢者施設等への感染管理認定看護師等を派遣し初動体制を構築する取組のほか、高齢者施設等の希望に応じた新規入所者への PCR 検査を実施することとしています。

これらは、現時点では詳細検討中であるため、詳細は追ってお知らせいたしません（保健所等への問い合わせは控えてください。）が、これらの事業を含めた高齢者施設・介護サービス事業所向けの支援施策一覧を別添のとおり更新していますので、改めて必要に応じて活用等の御検討をいただきますようお願いいたします。

なお、介護職員等に対する慰労金の支給、感染防止対策に関するかかり増し経費等を補助する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」の申請期限が令和 3 年 1 月 31 日となっています。未申請の場合には、早めの申請を御検討いただきますようお願いいたします。

- 2 対処方針では、高齢者の不要不急の外出を控えていただくよう要請させて

いただいています。高齢者施設の利用者の方の中には、年末年始に家族との外出や家族のもとへの帰省を希望されている方もいると考えられますが、本対処方針を踏まえ、年末年始におきましては、原則、不要不急の外出・外泊、直接対面による面会は控えていただきますようお願いいたします。

別添 1 : 年末年始感染防止緊急呼びかけ

別添 2 : 社会福祉施設における感染予防対策の徹底

別添 3 : 支援施策一覧（更新版）

別添 4 : 医療物資・衛生資材の支援について

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系 : 2950、2951、2943 e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

年末年始感染防止 緊急呼びかけ

兵庫県内の新型コロナウイルスの新規感染者は、1週間平均で1日100人を超える状況が続いています。医療提供体制の崩壊を防ぎ、皆様や大切な方の生命・健康を守るためにも、今ここで、感染拡大を食い止めなければなりません。

家庭や職場、医療機関、社会福祉施設などで多くの患者が確認され、全国的にも感染が拡大傾向にあります。

年末年始を控え、出歩くことの多いシーズンです。緊急事態と認識して特に次のことに注意してください。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。

兵庫県知事 **井戸敏三**

「5つの場面」に注意

感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」と、その後の自身の体調や行動に注意してください。

1 飲酒を伴う懇親会等



2 大人数や長時間に及ぶ飲食

3 マスクなしでの会話



4 狭い空間での共同生活

5 休憩室、喫煙所、更衣室等



外出自粛などの要請

- 東京、大阪など、**感染拡大地域への不要不急の往来を控え**てください。
特に**若者は注意**してください。
- できるだけ、不要不急の外出を控え**てください。
特に、**高齢者、基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控え**てください。
- 感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設**（接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど）の**利用を控え**てください。
- 飲食店を利用する場合は、**家族や介助者等を除き「4人以下の単位」**ごとになるようご協力をお願いします。
- 初詣、成人式などの**行事の前後、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意**してください。

ウイルスを家庭に持ち込まない

ウイルスを家庭に持ち込まないために次のことに取り組みましょう。

- 毎日の**検温**など、ご自身の健康管理に留意
- 発熱など症状のある場合、通勤・通学を含め外出を控え、かかりつけ医など地域の身近な医療機関や、「発熱等受診・相談センター(保健所)」、「新型コロナ健康相談コールセンター」へ電話で相談
- 感染防止の基本となる**マスクの着用**、手洗い、身体的距離の確保、3密(密閉・密集・密接)の回避など、「ひょうごスタイル」の徹底
- 暖房使用時にも、換気や適度な保湿に留意
- 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用

職場

に持ち込まないために

次のことに取り組みましょう。

- 従業員への、職場(特に、食堂、休憩室、更衣室など)や寮のほか、飲み会等での感染防止対策徹底の呼びかけ
- 会社、施設等では、**検温**、**マスク着用**などを徹底
- 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議など、人との接触を減らす取組

医療機関、 社会福祉施設

に持ち込まないために

次のことに取り組みましょう。

- リスクが高い施設への出入り、**検温**、**マスク着用**など職員の行動や健康管理の徹底
- 委託業者等への注意喚起
- 原則、年末年始の直接面会、外泊、外出の自粛
- 感染が疑われる事案の発生時には、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所へ連絡・協力

飲食店での注意

飲食店の皆様には以下の協力をお願いします。

- Go To Eat 参加飲食店をはじめ、参加されない飲食店も、**パーティション**、**アクリル板**、テーブル等を利用し、家族や介助者等を除き「**4人以下の単位**」で
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底と「感染防止対策宣言ポスター」の掲示
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、テーブルやカウンターなど見やすいところへのQRコードの掲示

県民等への感染防止徹底の周知

新型コロナウイルスの感染状況が「感染拡大特別期」にあるなか、今ここで、何としても感染拡大を食い止めるため、下記の実施により、広く県民等に対し、感染拡大防止対策の徹底を呼びかける。

1. 知事メッセージの県民への周知

- (1) 各部局、県民局・県民センターが実施するイベント・会合等の各種行事等での「知事メッセージ」の周知・配布（11/26～）
- (2) 各部局等による「知事メッセージ」の関係団体への周知・配布（12/1～）
- (3) 「知事メッセージ」の県内市町への周知・配布（12/2～）

2. 企業の協力を得て実施する取組

- (1) コープこうべ、イオン県内各店舗での感染拡大防止の館内放送の実施
- (2) ヤマト運輸と連携した「ひょうごスタイル」の啓発(R2.12～順次)
 - ・ヤマト運輸接客スタッフ(4,500人)による啓発ワッペンの着用
 - ・宅配物への啓発用ポストイットの貼付(配送個数:350万個)
 - ・宅配便センターでのポスター掲出(約120カ所)※県(消費生活課)、県消費者団体連絡協議会がヤマト運輸と連携し、配送トラック(2,100台)に啓発マグネットシートを掲出(11月～3月)

3. 多様な広報媒体等を使って実施する取組

- (1) 県民だより HYOGO 特別号の発行(12/4)
- (2) 広報車による感染防止啓発(12/5～)
 - 時期：12月の土日 計6日間 9時～17時
 - [12/5(土)、6(日)、12(土)、13(日)、19(土)、20(日)]
 - 地域：神戸、阪神南・北、東・北・中播磨地域
 - 台数：10台/日
- (3) 県内主要駅等での「ひょうごスタイル」啓発ポスターの掲出(11/23～1/17)
 - 主な掲出場所：JR、阪急、阪神、山陽の主要駅(24駅)、道の駅(35カ所)、県立施設、県地方機関(総合庁舎・独立庁舎)等

計約280カ所

(4) YouTube 動画「兵庫県ってなんだ？ なおみチャンネル」〔広報専門員出演〕
の制作・配信(順次)

【作成例】「感染拡大特別期に注意する場面・行動とは」
(11/26 知事メッセージに基づき制作)

【活用例】

- ①三宮センター街大型ビジョン、神戸国際会館地下デジタルサイネージでの放映
- ②県医師会等の協力による病院内待合等での放映

(5) ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック、ライン）での啓発
・知事メッセージや感染拡大防止の注意喚起、感染者数の推移、検査医療体制の状況など安全・安心情報を発信

(6) 県広報番組（テレビ・ラジオ）による注意喚起

- ・県政広報番組「ひょうご発信！」
番組最後に新型コロナ関連コーナーを設定
L字枠を設置し、知事メッセージ・相談窓口等をテロップ化
※12/13(日)放送(7分間)：コロナ特別枠 「感染拡大を防ぐために」
- ・ラジオ（ラジオ関西、兵庫エフエム放送）
「兵庫県からのお知らせ」等で注意喚起を呼びかけ

(7) 展示広報の活用

掲出場所：JR 元町駅西口広報板、地下鉄県庁前駅広報ショーウィンドー
内 容：知事メッセージ、ひょうごスタイル、コロナ追跡システム 等

(8) 本庁舎内での「ひょうごスタイル」等の啓発

- ・庁舎出入口、エレベーター等でのポスター掲出
- ・テレビモニターを活用した知事メッセージの放映
- ・庁内放送による注意喚起

(9) ひょうご防災ネットでの知事メッセージの発信

(10) 県内主要駅での「兵庫県新型コロナ追跡システム」啓発ポスターの掲出(11/27～12/13)
主な掲出場所：JR、阪急、神戸市営地下鉄の主要駅（9駅）

4. 県民局・県民センターの取組

(1) イベントや駅、集客施設等でのポスター掲出、「知事メッセージ」の配布、
コミュニティFM等を活用した注意喚起等を実施

※詳細は別紙のとおり

県民局・県民センターにおける感染防止徹底の取組

県民局・ センター名	取 組 内 容
神 戸	<ul style="list-style-type: none"> ○阪急電鉄(神戸線13駅、宝塚線6駅)での「ひょうごスタイル」ポスター掲出(12/14～) <li style="padding-left: 20px;">※神戸、阪神南、阪神北が共同で掲出を依頼 ○新長田駅周辺商業施設等への「ひょうごスタイル」ポスター掲出(12/11～) ○デジタルサイネージ等を利用した「ひょうごスタイル」ポスターの新長田合同庁舎内での掲示(12/14～) ○地域団体(自治会・婦人会等)への知事メッセージチラシ版の配布 ○イベント、会合等での周知・知事メッセージチラシ版の配布
阪神南	<ul style="list-style-type: none"> ○サンケイリビング(阪神版、ひがし阪神版)に注意喚起の広告掲載(12/4号) <li style="padding-left: 20px;">※阪神南、阪神北が共同で実施 ○阪急電鉄(神戸線13駅、宝塚線6駅)での「ひょうごスタイル」ポスター掲出(12/14～) <li style="padding-left: 20px;">※神戸、阪神南、阪神北が共同で掲出を依頼(再掲) ○コミュニティFMでの注意呼びかけ(尼崎FM:毎金曜、西宮・芦屋FM:第3火曜) ○イベント、会合等での知事メッセージチラシ版の配布(12/12, 14, 16, 19) ○管内新聞社支局への訪問により周知(11/30、12/25) ○管内関係機関への「ひょうごスタイル」ポスター掲出
阪神北	<ul style="list-style-type: none"> ○サンケイリビング(阪神版、ひがし阪神版)に注意喚起の広告掲載(12/4号) <li style="padding-left: 20px;">※阪神南、阪神北が共同で実施(再掲) ○管内の駅での「ひょうごスタイル」ポスター掲出 <ul style="list-style-type: none"> ・阪急電鉄(神戸線13駅、宝塚線6駅)で掲出(12/14～) <li style="padding-left: 20px;">※神戸、阪神南、阪神北が共同で掲出を依頼(再掲) ・JR西日本(宝塚、川西池田、伊丹駅)で掲出(12/14頃～) ○FM宝塚、FMいたみ、FM三田 県民局広報番組「きらっと☆阪神北だより」での注意呼びかけ(12/4放送) ○宝塚、伊丹、川西のNPOセンターに会員・関係者等への注意呼びかけ、知事メッセージの配付を依頼(12月中に配付) ○阪神7市1町商店連合会理事会にて、各市町の商店街、特に飲食店への感染防止対策の徹底を依頼(知事メッセージ、事業者への依頼文を配付)(11/13)
東播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○県民だよりひょうご1月号地域版での周知(12/20～各戸配付開始) ○県民局広報番組(ケーブルテレビ)での周知(1月中放映) ○デジタルサイネージ等を利用した知事メッセージ等の庁舎内での掲示(4月～)

県民局・センター名	取組内容
北播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○「ひょうごスタイル」ポスター掲出（管内各鉄道の駅舎、バス営業所、宿泊施設、農産物直売所等）（12月中旬） ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止対策徹底の呼びかけ（12/18） ○防災無線等による感染防止対策徹底周知を各市町へ依頼（12月中旬） ○ケーブルテレビなど地域コミュニティ放送での呼びかけ（12月中旬）
中播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○FM-GENKI「こんにちは中播磨県民センターです！」での注意呼びかけ（12/11～） ○中播磨県民センター管内の道路情報板での周知情報の表示 ○姫路総合庁舎における庁内放送及びポスターの掲示（4月～継続実施） ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止対策徹底の呼びかけ（12月中旬）
西播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページや防災無線等による住民への感染防止対策徹底周知を各市町へ依頼（11/17） ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止対策徹底の呼びかけ（11/18） ○地元経済団体、市町、県立高校、JR等との例月情報交換会での感染予防対策の周知及び協力依頼（7月～） ○知事メッセージ（チラシ版を含む）の各所属による各種行事等での周知・配布（11/27～）
但馬	<ul style="list-style-type: none"> ○知事メッセージの各事務所等による各種行事等での周知・配布（11/27～） ○「県民だよりHYOGO」但馬版1月号に啓発記事を掲載（1/1）
丹波	<ul style="list-style-type: none"> ○JR駅内（篠山口・柏原・谷川・黒井）への「ひょうごスタイル」ポスター掲出（12月下旬） ○FM「805 たんば」とラジオ関西「ラジオで迎える光秀ゆかりの兵庫丹波」での注意呼びかけ（12月下旬） ○周知リーフレット（発熱時相談チェックシート等）の各市広報紙への折り込みを依頼（12月20日） ○防災無線、有線、メールによる感染防止対策徹底周知を両各市へ依頼（12月下旬） ○柏原総合庁舎及び篠山庁舎における庁内放送及びポスター掲出（4月～継続実施） ○知事メッセージ（チラシ版を含む）の各所属による各種行事等での周知・配布（11/27～） ○丹波県民局管内の道路情報板での周知情報の表示
淡路	<ul style="list-style-type: none"> ○洲本健康福祉事務所独自で啓発チラシを作成し県民局職員へ周知するとともに、管内各市へ提供し職員・住民へ広く周知依頼（12/3～） ○県民局のホームページでの感染防止対策の注意呼びかけ

社会福祉施設における感染予防対策の徹底

高齢者施設等において入所者は重症化リスクが高く、クラスターの発生が多く見られることから、これまでの対策に加え、新たな対策に取り組むことにより、感染予防対策の徹底を図る。

1 新たな対策

(1) 施設におけるPCR検査の拡充（別紙図A）

希望する施設を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対するPCR検査を実施する。

(2) 感染管理認定看護師等による感染者発生時における初動体制構築指導の実施（別紙図B）

県看護協会と連携して、施設において新型コロナウイルス感染症患者発生時に、施設内での感染拡大を防ぐため、施設の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行う。

※感染管理認定看護師

予防・管理システムの構築等感染管理において熟練した看護技術及び知識を有すると日本看護協会が認定する看護師（県内認定看護師数：84人）

(3) 感染予防対策の徹底

① 注意事項の徹底

感染経路の遮断、職員の日々の体温チェックなどの健康管理、入所者及び従事者が発熱した場合、保健所に連絡の上検査を実施等の徹底を行う。

② 指導の徹底

事業所は上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が指導を行う。

③ 注意喚起と研修の強化

各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。

(4) 年末年始における対策の強化

原則、年末年始の直接面会、外泊、外出の自粛を要請する。

2 これまでの対策

(1) 施設関係者へのPCR検査

入所者等の施設利用者や職員から陽性の有無にかかわらず、発熱や呼吸器症状を呈している場合には濃厚接触者だけではなく幅広く関係者にPCR検査を実施

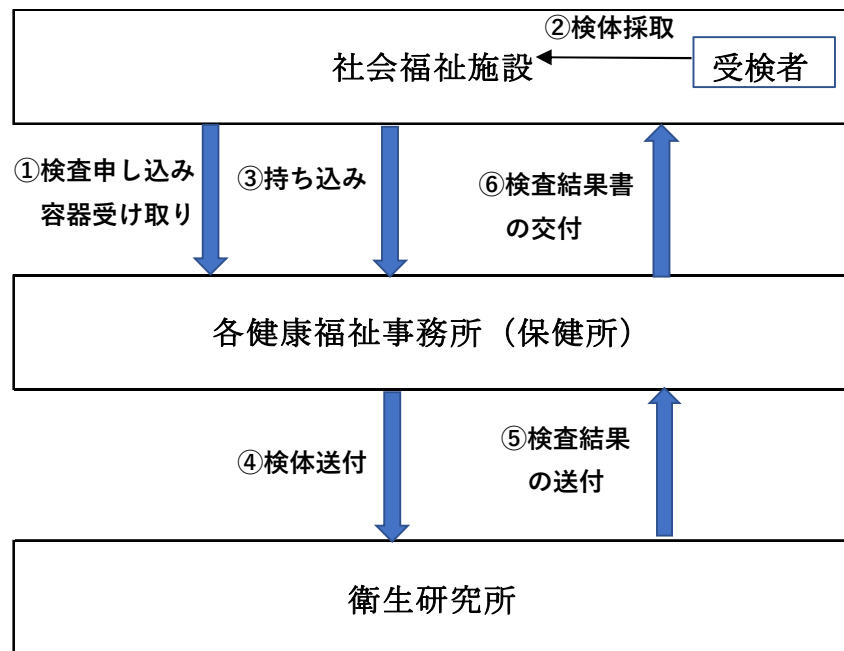
(2) 感染防止対策への支援

感染症対策のための各種物品購入、多機能型簡易居室の設置、外部専門家等による感染防止対策研修会等への補助

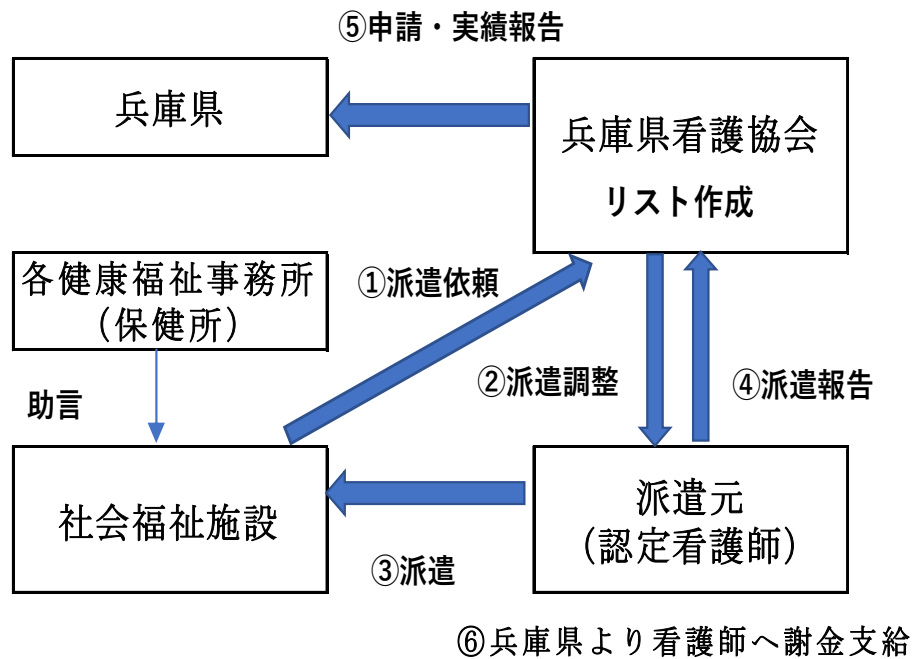
(3) 注意喚起及び指導

施設職員及び入所者等の感染防止対策について文書等による注意喚起及び指導の実施

図A (施設におけるPCR検査の拡充)



図B (感染管理認定看護師等による感染者発生時における初動体制構築指導の実施)



新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等を支援します！

※ 県では、新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等(以下「事業所等」)の皆様に向けて、県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)等に基づく支援を行っています。

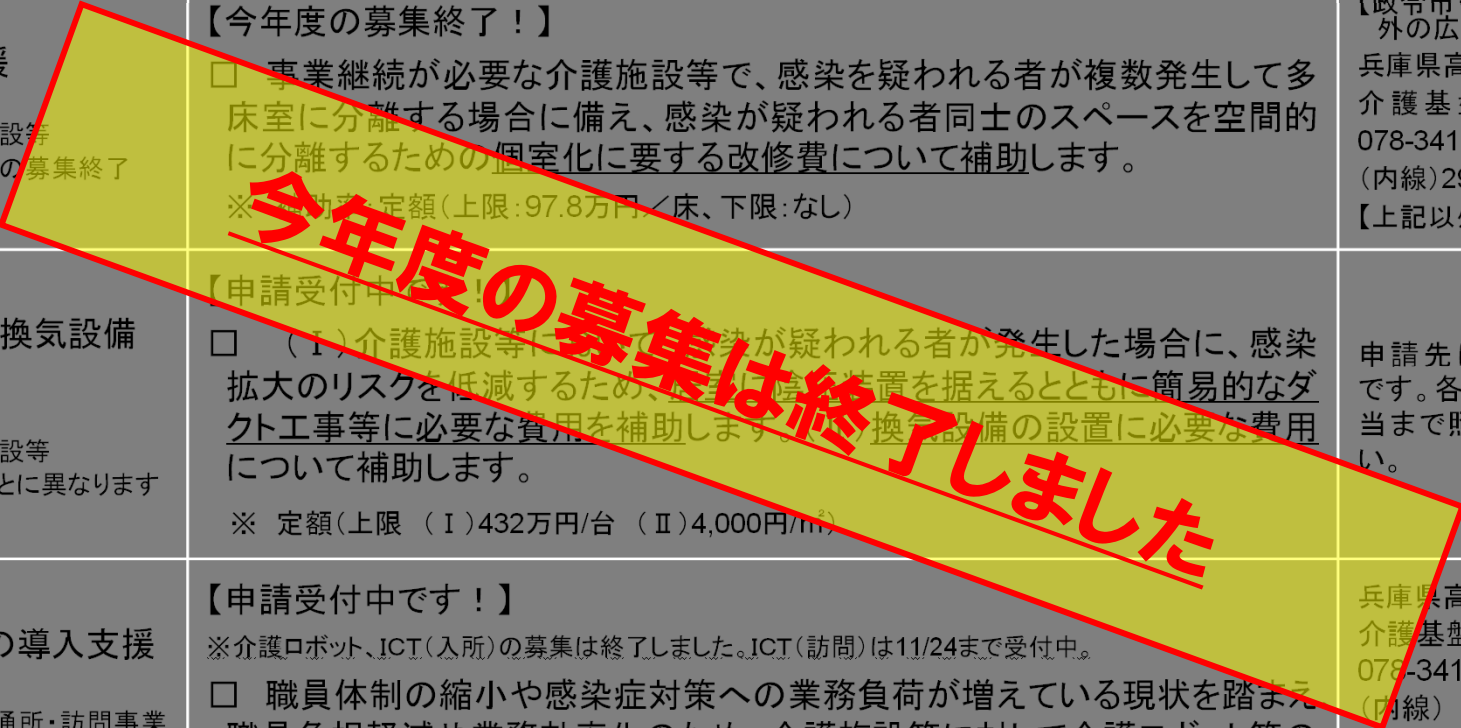
※ 多様な支援メニューがありますので、以下のとおり一覧にまとめました。是非活用を御検討ください。



1. 感染予防の取組等への支援


項目・対象等	支援内容	照会先
<p>□ 衛生資材の確保支援 (県が購入等したものを事業所等へ配布する仕組みです。)</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>□ 随時、県に寄贈された衛生資材や県が購入した衛生資材を配布します。</p> <p>※ マスクや手袋は、県から適時直接又は市町経由で配布しています。</p> <p>※ アルコール消毒液は、県の負担で購入できる国の優先確保スキームの活用を概ね1ヶ月に1度ご案内しています。詳細は県の事務連絡をご確認ください。</p>	<p>兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p>
<p>【申請受付中です！】 ← 申請締め切りが迫っています！早めの申請を！ (締切:令和3年1月31日)</p>		
<p>事業所等における感染症対策支援事業</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>事業所等が感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費に対して支援します。</u></p> <p>※ 令和2年4月1日以降の経費。衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、面会室の改修費、タブレット等のICT機器の購入等費用 等。</p> <p>※ 支援額:介護老人福祉施設(3.8万円×定員数)、訪問介護(53.4万円/事業所) 等</p>	<p>兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 (連絡先) 078-362-3056</p>
<p>事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業</p> <p>【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>事業所等に勤務する職員に慰労金を支給します。</u></p> <p>※ 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所等に勤務し、利用者と接する職員:20万円、その他の事業所等の職員:5万円 等。</p>	
<p>介護サービス再開に向けた支援事業</p> <p>【支援対象】訪問、通所事業所等 【申請時期】受付中(～R3.1.31)</p>	<p>□ <u>サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所を支援します。</u> ※令和2年4月1日以降。3,000円/利用者(訪問)等。</p> <p>□ 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために<u>必要な感染症防止のための環境整備</u>を行った在宅サービス事業所を支援します。</p> <p>※令和2年4月1日以降の経費。支援額:在宅サービス事業所当たり20万円。</p>	

項目	支援内容	照会先
□ 施設整備支援	【今年度の募集は終了しました！】	
個室化改修支援 【支援対象】入所施設等 【申請時期】今年度の募集終了	【今年度の募集終了！】 <input type="checkbox"/> 事業継続が必要な介護施設等で、感染を疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について補助します。 ※ 補助率：定額(上限：97.8万円/床、下限：なし)	【政令市・中核市以外の広域施設】 兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)2951 【上記以外】各市町
簡易陰圧装置、換気設備の導入支援 【支援対象】入所施設等 【申請時期】市町ごとに異なります	【申請受付中です！】 <input type="checkbox"/> (Ⅰ)介護施設等に於いて感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するため、簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要の費用を補助します。(Ⅱ)換気設備の設置に必要な費用について補助します。 ※ 定額(上限 (Ⅰ)432万円/台 (Ⅱ)4,000円/m ²)	申請先は各市町です。各市町の担当まで照会ください。
介護ロボット等の導入支援 【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】事業ごとに異なります	【申請受付中です！】 ※介護ロボット、ICT(入所)の募集は終了しました。ICT(訪問)は11/24まで受付中。 <input type="checkbox"/> 職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、職員負担軽減や業務効率化のため、介護施設等に対して介護ロボット等の導入を支援します。 ※ 介護ロボット：補助率1/2(上限：30万円/台(移乗支援、入浴支援は100万円/台)) 等	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線) 介護ロボット2950 ICT(入所)2950 ICT(訪問)2974
□ 感染管理認定看護師等による研修の実施 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時	【申請受付停止中です。再開の際には再度周知します！】 <input type="checkbox"/> 県看護協会と連携し、感染管理認定看護師等による事業所等内での感染予防や衛生資材の利用方法等に関する研修(集合研修、希望に応じた事業所等への派遣による研修)を実施します。 ※ 現時点で約200名の方に研修を受講いただいているほか、25事業所等から派遣による研修等の応募があり、順次研修の実施を調整中です。受付再開時には再度周知させていただきますので、あらかじめ活用の御検討をいただきますようお願いいたします。	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)3107




2. 感染者が発生した場合等の支援

項目	支援内容	照会先
<p>□ 感染者等に介護を提供する際の衛生資材の提供</p> <p>【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ 感染者や濃厚接触者等へ介護サービスを提供する際に衛生資材が不足する事業所等に対して、県が備蓄している衛生資材(マスク、消毒液、手袋、ガウン、ゴーグル等)を提供します。</p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p>
<p>□ 感染者が発生した場合の職員確保支援</p> <p>【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています。【P5参照】</p> <p>□ 同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合には、事業所等の申請に応じて、<u>兵庫県協カスキームによる支援を行います。</u></p> <p>※ 現時点で約150事業所等から応募していただいております、実際にこのスキームにより複数名の方に応援に入っております。</p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 (内線)3107 又は P6を参照ください。</p>
<p>□ 感染が疑われる者が発生した場合の消毒・洗浄費用補助</p> <p>【支援対象】感染が疑われる者が発生した入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】市町ごとに異なります</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ 感染が疑われる者(高熱等)が発生した場合に、介護施設等内で感染が拡がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の<u>消毒・洗浄を介護施設等が実施した経費を支援します。</u></p> <p>※ 令和2年4月1日以降の経費が対象。 ※ 補助上限なし(予算の範囲内)</p>	<p>申請先は各市町です。各市町の担当まで照会ください。</p>
<p>□ 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業</p> <p>【支援対象】利用者又は職員に感染者が発生した入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ <u>利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等や、濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等において、サービス継続に必要な費用が生じた場合、その費用の一部を支援します。</u></p> <p>※ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等生用品等 ※ 支援額:介護老人福祉施設(3.8万円×定員数)、訪問介護(32万円/事業所)等 ※ <u>感染者が発生した場合や、濃厚接触者に対応した場合に限られますので、該当事例が発生した場合は、まずは、右記まで個別にご相談ください。</u></p>	<p>兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)3107</p> <p>※政令市・中核市に所在の事業所等は当該市担当まで照会ください。</p>

項目	支援内容	照会先
 <p>□ 感染者が発生した場合の初動体制確保支援</p> <p>【募集対象】詳細検討中 【申請時期】詳細検討中</p>	<p>【詳細は追って周知させていただきます！】</p> <p>□ 県看護協会と連携し、事業所等で感染者等が発生した場合に、事業所等の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行います。</p>	<p>詳細検討中</p>

3. PCR検査に関する支援

項目	支援内容	照会先
<p>□ 発熱等の症状を有する方への幅広いPCR検査の実施</p> <p>【募集対象】入所等 【申請時期】随時</p>	<p>【申請受付中です！】</p> <p>□ 事業所等の利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。</p>	<p>詳細は各地域の保健所に照会ください。</p>
 <p>□ 新規入所施設等入所者や職員に対するPCR検査</p> <p>【支援対象】詳細検討中 【申請時期】詳細検討中</p>	<p>【詳細は追って周知させていただきます！】</p> <p>□ 希望する入所施設等を対象として新規に就職する職員や新規の入所者(短期入所の利用者も含まれます。)に対するPCR検査を実施します。</p>	<p>詳細検討中</p>




～ 兵庫県内の介護サービス事業所・施設等の皆様へ ～

- 兵庫県協カスキームの協力施設等を募集しています！
- 協力施設等への支援を拡充します！ 支援項目New参照



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協力施設等から職員の応援を行う仕組み(兵庫県協カスキーム)を設けています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照)。

※ 現在、約150の施設等が協力施設等として登録されています。引き続き募集を継続していますので、是非応募を御検討ください。(連絡先:兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 メール:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

支援項目	※NEWが拡充項目	県の支援内容
□ 衛生資材の供給		□ 協カスキームの下で応援職員が介護を提供するに当たり、必要な衛生資材(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等)を供給します。
□ 旅費の負担		□ 応援職員が応援先の施設等で介護に従事するための旅費(交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費 等)を負担します。
□ 損害保険料の負担		□ 応援職員が応援先の施設等で利用者に損害を発生させた場合又は応援職員が応援先の施設等で損害を受けた場合に生じる損害に対する損害保険の保険料を負担します。
 □ 協力施設等が応援職員に手当を支給する場合の負担		□ 協力施設等が応援職員を派遣するに当たって特別な手当等を支払う場合にその手当分を負担します。
 □ 協力施設等の職員が衛生資材を使用するための研修		□ 介護職員向けの衛生資材の使い方等の研修を実施する際には、協力施設等の職員が優先的に研修を受けられるよう支援します。
□ 応援終了後の待機のための宿泊費用の負担等		□ 応援終了後、ホテル等で一定期間待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を負担します(※)。 □ 宿泊先の確保が必要な場合に宿泊先が確保できるよう支援します。

※ 応援終了後、PCR検査を受ける場合等、必要な検査についても支援します。個別に御相談ください。

(注)このほか、協力施設等への応募は、介護施設等の職員に対する慰労金の対象事業所に該当することを認めるための項目の1つとなっています。

～ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする施設等の皆様へ ～

□ 兵庫県協カスキームが必要な場合は応援調整機関にご相談ください。



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協カ施設等から職員の応援を行う仕組み(兵庫県協カスキーム)を設けています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照)。

※ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする場合には、下の「対象施設等種別」に記載されている施設等の種別に応じて、「応援調整機関」にご相談ください。

応援調整機関	対象施設等種別
兵庫県老人福祉事業協会 (連絡先) 078-291-6822	①兵庫県老人福祉事業協会の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
神戸市老人福祉施設連盟 (連絡先) 078-351-6402	②神戸市老人福祉施設連盟の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
兵庫県介護老人保健施設協会 (連絡先)078-265-6933	③兵庫県介護老人保健施設協会の会員である介護老人保健施設
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会 (連絡先)078-920-2570	④有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護 ⑤特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護老人保健施設(①から③に該当するものを除きます。) ※その他訪問による代替サービス確保等の相談も受け付けています。

医療物資・衛生資材の支援について

医療機関、社会福祉施設のみなさまへ

兵庫県では、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスク、手袋、消毒液などの医療物資・衛生資材を備蓄しています。

クラスターが発生した場合など、必要な物資が不足した場合には、下記にご連絡ください。

支援対象	備蓄物資	照会先
医療機関	サージカルマスク、 N95 マスク、 フェイスシールド、 防護服、ガウン、手袋	薬務課 078—362—3268
高齢者施設・ 事業所	マスク、フェイスシールド、手 袋、ガウン、消毒液 等	高齢政策課 078—362—9117
障害者施設・ 事業所	マスク、フェイスシールド、手 袋、ガウン、消毒液 等	障害福祉課 078—362—3194